

平成16年度 第3回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1. 日時：平成16年7月26日(月)15:00～16:17

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員)宮内義彦議長、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、各委員、大橋豊彦、福井秀夫、美原融、各専門委員

(政府)佐藤内閣府副大臣

(事務局)林内閣審議官、河野規制改革・民間開放推進室長、宮川参事官、原企画官、岩崎企画官、長瀬企画官

4. 議事次第

(1) 中間とりまとめ素案審議

(2) その他

5. 議事概要

宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまから、第3回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、佐藤副大臣に御出席をいただいております。ありがとうございます。

また、委員は9名御出席ということでございます。また、専門委員の皆様にもおいでいただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、中間とりまとめ案を審議いたします。本案の策定に当たりましては、これまで「官製市場民間開放委員会」及び「横断的手法」「官業民営化等」「主要官製市場改革」の各ワーキンググループを適時開催いたしまして、通常の審議以外にもシンポジウム、公開討論、各省への調査、ヒアリング、いろいろな活動を行ってまいっております。委員の皆様のごこれまでの御尽力に対しまして、心から感謝申し上げたいと思います。

本案につきましては、本日の審議を踏まえた上で、次回8月3日の推進会議におきまして決定をさせていただきたいと、このように思っております。

各省との関係では、一部既に照会をかけておりますが、本会議終了後、本案を更に協議にかけまして、今週中を目途に必要な調整を行いたいと、このように考えております。

以上のような状況でございますので、本日、お手元にいろいろ資料がございますが、対外的には、これはまだ公表できないということで、非公表とさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元の案文について説明、意見交換に入りたいと思います。

審議の進め方でございますが、案文は全部でローマ数字のⅠ～Ⅳまでの6章立てとなっ

ております。

このうち、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ、これはいわゆる総論でございます。この部分につきましては、事務局から御説明をいただきまして、意見交換を行いたいと思います。

その後、各ワーキンググループが中心となってまとめられました、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、この3つの章につきましては、章ごとに説明、意見交換を行うということにしたいと思います。各章15分ぐらいということでございますので、各ワーキンググループの主査の皆様方から御説明を5分程度でお願いできればと、このように思っております。そういう形で、今日の議事を進めさせていただきたいと思いますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、まず「Ⅰ．規制改革・民間開放推進会議の発足と当面の重点検討事項」「Ⅱ．官製市場の民間開放の意義等」及び「Ⅳ．年末の答申に向けて」、この3つの総論と言いますか、総括に関する章につきまして、事務局から御説明をお願い申し上げます。

原企画官 それでは御説明申し上げます。1ページをお開きいただければと思います。時間が限られておりますので、駆け足で説明させていただきます。

まず、Ⅰでございますが「規制改革・民間開放推進会議の発足と当面の重点検討事項」ということで、3つのパラグラフに分かれておりまして、まず、4月に会議が発足したという点。

それから、前身の会議を引き継ぎまして、そこでは十分に審議を尽くせなかった点、または実現に至らなかった事項、分野を中心に、新規性の高い視点・手法により、一層強力に規制改革・民間開放を推進していく方針を第2パラグラフで述べております。

具体的には、当面の重点検討事項を官製市場の民間開放に絞り、精力的検討を行ったと、以上がⅠの部分でございます。

次に、そのページの11番のところでございますが、まず、1といたしまして「官製市場の民間開放の重要性」ということで、規制改革のアクセルを更に強く踏み込むことが不可欠である。それから、国民生活に密着した、いわゆる社会的分野、公共サービス等に関する改革を一層強力に推進する必要があるといった点を述べております。

更に、経済社会環境の大きな変化に伴いまして、官製市場におきましては、次のページにかかりますが、競争原理が十分に機能しないために、こうした変化に十分対応できておらず、国民の負担と引き換えに非効率なサービス・提供主体が保護・温存されているということでございます。

したがって、引き続き規制改革を推進するとともに、官製市場の民間開放を進めることによりまして、利用者・消費者の選択肢を広げ、民主導の経済社会を実現すべきということをやっております。

このような民間開放を行うことの意義といたしまして、そのページの真ん中ほどにございますように、(1)から(3)まで整理をしております。

中身は、多様で真に国民の求めるサービスの提供等が可能になること。

それから、官内部における人的資源などの適正配分を達成することなどによりまして、

行財政改革の実を享受することができるという点。

最後に、新たなビジネスチャンスを生み出して、経済の一層の活性化を図ることができる
といった3つに整理をさせていただきます。

次に「2 官製市場の民間開放に向けた国会議の取組」でございますが、この部分は2
つに分かれております。

まず、(1)は「市場化テスト等による官業の民間開放の推進」という点でございます。

これにつきましては、次ページの方でございますように、市場化テストの導入による分
野横断的・網羅的アプローチ、これが1つでございます。

もう一つは、官業一つひとつについて民間開放を推進していく個別具体的アプローチ、
これを車の両輪として推進していくということを述べてございまして、それぞれ市場化テ
スト、それから官業の民間開放につきまして、整理をさせていただきます。

そのページの下の方でございますけれども、国会議としては、以下の基本的な考え方に
従って、官業の民間開放を推進するという点で、次ページにかけまして4点整理をして
ございます。

1つは、民間でできるものは官が行わない、これを基本とすべきであるという点ござ
います。

更に、官が何らかの関与をする必要があると認められる事務・事業でありましても、そ
の実施を公務員に行わせるのではなく、極力民間に行わせるべきという点が2番目ござ
います。

3番目は、公務員が事務・事業の実施を行うことの妥当性につきましては、官がその立
証責任を負うべきであるという点でございます。

最後に、形だけの民営化等になってはならないといった点ですとか、公正な競争環境を
確保しなければならないということで、民間に開放されている場合、あるいは新たに民間
開放することになった場合であっても、こうした点に留意しなければいけないというこ
を述べてございます。

(2)は「主要官製市場の改革の推進」ということで、民間には開放されているものの、
提供主体が一定の法人等に限定されていると、こういった公的関与の強い分野につきま
しては、既に昨年度来、構造改革特区といった仕組みも活用しながら取組を展開して
きたわけですが、まだまだ不十分なものととどまっているということでございまして、
今回は、医療、介護、教育の各分野につきまして、利用者・消費者の視点を重視した
規制改革民間開放を推進するという点で、取り分け、利用者・消費者の自由な選択を
基本に据えまして、官と民との柔軟な組み合わせ、あるいは対等な競争を可能にし
て、需要を創造していくということが重要であると述べております。

次に、少しページが飛びますが、47ページをお開きいただければと思います。

最後のVIでございますが「年末の答申に向けて」ということでございまして、年末の答申
に向けまして、官製市場の民間開放につきましては、規制改革・民間開放推進本部は勿論

のこと、経済財政指紋会議、構造改革特区本部、地域再生本部等、関連する機関と連携し、精力的な調査審議を進める所存であるということが1つでございます。

更に、3か年計画に対応した分野別検討事項につきましては、計画の実施状況のフォローアップ、更に新規課題への取組、集中受付月間に寄せられました個別要望などの対応を行いまして、それらを答申に盛り込む予定であるということでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ御自由に。

どうぞ。

原委員 文章の表現ということでも、よろしいですか。

宮内議長 どうぞ。

原委員 4ページですが、(2)のところで、一番最後の段落、この(2)の結語になると思いますけれども、ここに利用者・消費者が出てきて、最後の文章として社会的なコンセンサスを得ていくことが重要であるというふうに書かれているんですが、得るといふふうになると、何か余り働きかけがなくて、理解してほしいよというように、私としては読み取れるので、社会的なコンセンサスをつくり上げていくことが重要であるというように、何か相互にコンセンサスをつくっていくというような表現、だから得ていくではなく、つくりに上げていくという表現の方が妥当であって、そのようにしていただきたいというような感じがいたしますが、いかがでしょうか。

宮内議長 ここでは、イエス、ノーではなく、どうぞ御意見をおっしゃっていただきまして。

あとは、よろしゅうございませうか。また、お気づきのことがございましたら、後ほどでも結構でございますから、おっしゃっていただければと思います。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

次は、第111章の民間開放推進のための横断的手法としての市場化テストの制度設計という章でございます。

これにつきましては、八代主査より御説明をお願いしたいと思います。

八代主査 それでは、5ページから御説明いたします。

まず、民間開放推進の横断的手法としての市場化テスト、官民競争入札制度でございますが、この定義を最初に書いてございまして、官と民とを対等な立場で競争させ、民でできるものは民へという今の政策を、より具体化させるための仕組みである。透明・中立・公正な競争条件の下で、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質、単に安いだけではなくて、質の面でもより優れた主体が落札し、当該サービスを提供する仕組みであると。

つまり、官であるがゆえに尊いという従来の官尊民卑の考え方を基本的に捨てて、経営主体にかかわらず、よいサービスを提供するものが勝ち残るという競争入札の考え方を適

用するというところでございます。

具体的な類型として下に書いております、委託先競争型と譲渡先競争型、委託の範囲にとどまるものと、事業そのものを譲渡する可能性があるもの等に分かれるということであり
ます。

6ページでございますが、後者の場合、仮に民が落札すると自動的に民営化の措置が講
ぜられなければならないということでもあります。

既存の制度との関係であります。既存のPFI制度、指定管理者制度、構造改革特区
制度は、それぞれ活用されてきておりますけれども、各々についていろいろ足りない点も
あるわけですし、その意味で、市場化テストを省庁横断的、網羅的に実施することによっ
て、これらの従来制度と補完的な関係で、官から民への事業移管を徹底していくという
こととございます。

これまで、前身の総合規制改革会議においても、市場化テストを16年度中に措置する
ことは決まっているわけですが、新たに骨太の方針の中でも17年度に試行的な導入に
向けて検討を進める。8ページでございますが、そういうことが決められているわけであ
ります。

市場化テストの導入に向けた基本方針ということで、まず、国の事業について先行実
施をする。

それから、民間提案に基づく幅広い対象事業を考えるとということで、これは特区と同じ
ような考え方でございます。

法的枠組みの構築ということでございますが、市場化テストをするためには、そもそも
官しかできないとなっているような業務の法律を変える必要があるわけでありまして、同
時に民がやってもいいということでも、補助金とか税制上の面から公平でない仕組みがあ
るわけで、そういうものを一つひとつ対応していくためには、規制改革、法律改正が必要
であるということとございます。

それから、現行の入札制度は、民と民の間の競争しか想定しておりませんので、例えば
会計を企業会計的なものに変えていくなど、対等な立場で競争できる条件をつくっていく
と。

それから、何よりも官業のコストを包括的に情報開示するというものでありまして、包
括的という意味は、直接的な費用だけではなくて、内部補助等の間接的な要因とか、補助
金とか、免税額、当該事業運営全般に関する情報をすべて透明化し公開する。それに基づ
いて民が応札するかどうかということを検討するというところでございます。

それから、競争条件を均等にするための監視機能というのが必要でありまして、当会議
も含めて民間主体の第三者機関が監視等を行うということとあります。

3の具体的な実施プロセスであります。まず、対象事業の決定ということは、各省の
所管事業、これは必ずしも自らやっているものだけではなくて、所管の独立行政法人、特
殊法人等のすべてを含むわけでありまして、その中から毎年市場化テストの対象となる事

業及び、これに伴い講ずべき規制改革等の措置をリストアップする。それで各省の意見を聞きながら第三者機関の評価を経た上で、毎年の対象事業を決めるという考え方でございます。

同時に、こういう当該リストについては、先ほど基本方針にありましように、民間からの提案を積極的に採用いたします。仮に、民間からの提案が何らかの理由で望ましくないというときは、不採用とするときの論拠を客観的なデータ等と併せて検証する必要があるということでございます。

官民競争入札の実施に当たっては、評価基準を事前に公開し、客観的なものとするということでございます。

最後の10ページであります。継続的なモニタリング等、あるいは公務員の処遇等についても円滑な配置転換、移転等を検討するということでもあります。

検討スケジュールであります。推進体制というものを企画立案のために内閣等において、企業経営や具体的事業に通じた民間の人材を本年度中から積極的に活用するということ。

それから、ガイドラインの策定については、本年中に速やかに策定する。

それから、市場化テスト法（仮称）でございますが、検討・整備というものを、平成16年から平成17年度にかけて検討し整備を行うと。この整備というのは、閣議決定までもっていくという意味でございます。推進母体の在り方についても検討する。

モデル事業の選定・実施というのが、1つのかぎになるわけでございますが、これは平成16年中にこれらの対象事業の選定を行うということ。

それから、制度の全面的導入というのは、18年度に予定するということでございます。

その際、制度をより有効に活用するために、毎年どれぐらいの市場化テストをやるかという数値目標の適用も行うということでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ。

どうぞ南場さん。

南場委員 官と民が競争入札に参加をし、市場原理に基づいて実行者を決定するという考え方自体、非常にすばらしいと思うのですが、官業の民間開放を推進する上での当会議の基本的なスタンスは、民でできるものはもう官はやらないんだ、という考え方です。しかし、競争入札というのは、民間ができるという手挙げた場合でも、官がやることになる場合があり得るということです。この点の整理をする必要があるのではないかと思います。

更に踏み込んで、発注者としての経験から申しあげますが、競争入札をやると、一長一短でどの入札参加者に発注すべきか迷う場合が多くあるわけなので、その辺で有意な格差が明確に認められない場合は、思い切って民に任せるといったぐらいのスタンスを、基本的

な思想にのっとして取ってはいかがかというふうに感じました。

宮内議長 どうぞ。

八代主査 ありがとうございます。今、南場委員がおっしゃった点というのは、非常に大事な点だと思いますが、問題は民でできるものは民でやるということの具体的な意味です。民でできるかということは、まさに官に比べて民の方が質と価格の両面で優れているという意味だと解釈されます。民間でもできるけれども、その場合は、官よりコストがかかったり、あるいはサービスの質が落ちるということは、民でできるということにはならないのではないかと。

したがって、市場化テストの考え方自体が、まさに民でできるものは民でやるということを実体的に示すための1つの手法ではないかと思っております。

それから、2番目のどっちも同じぐらいという明確に白黒がつかないときにどうするかということですが、それはまさしく対象事業の実施プロセスという中で考えていかなければいけないわけであり、そのときに、例えば官の方に立証責任を課すといえますか、つまりボーダーラインがはっきりしないときに、官の方が確実に民よりもいいということの立証責任を課すというような考えもあるわけですが、これは例えば、今やっております特区の全国展開のときに、特区での規制改革というものが、明らかにメリットや弊害があるか、ないかわからないというときに、官の方に弊害があることの立証責任を求めているわけで、もし所管官庁が弊害があるということを実証できなければ、規制改革側に弊害がないということを実証する必要はないわけですが、規制改革というのは、あくまでも選択的なものであり、別に強制ではないということの考え方できているわけですが、その考え方を市場化テストに応用すれば、まさに官の方に民より優れているということの立証責任を課するという考え方は1つございます。ここでは、それは明確には書いておりませんが、それを盛り込むという考え方は当然あるかとは思っております。

宮内議長 どうぞ。

大橋専門委員 よくできていると思いますが、市場化テストにおける入札参加者の民というものの範囲をどう考えればいいのかということで、これはこれから深めていくので変わるかもしれませんが、この場合の民というのは、国とか、当該地方公共団体以外の主体、例えば社会福祉法人とか、NPOとか、いろいろ広い範囲の主体を民というふうにとらえるのだろうと思いますが、1つ確認しておきたいのは、英国のCCTでは、この民というのは、例えば隣の町とか、隣の市だとか、そういうところも入札に参加できているわけですが、今回、構想されている市場化テストにおける民というのは、そういうものも含めた、非常に幅広いものとして民としてとらえられておるのかどうか、そこを1つだけ確認しておきたいと思っております。

八代主査 ありがとうございます。今、おっしゃった点は、ちょっと気がつかなかったのですが、この制度の趣旨は、とにかく競争を促進することにあるわけですから、今、御指摘があったように、隣の市であっても、それが参加することによってより競争状

態が高まるのであれば、それを排除する必要性は全然ないかと思えます。

ですから、そこは、先ほどの南場委員の御質問と関連するのですが、民でできるものは民でやるわけですけれども、仮に官の方が民よりもよくできるのであれば、今、事業をやっている官でもいいし、隣の町の官でもいいわけです。とにかくベスト・アンド・ブライテストの主体が、とにかく当事業をやるということが趣旨であれば、別に隣の市を排除する必然性はないというふうに考えております。

宮内議長 原さんどうぞ。

原委員 また、ちょっと質問をするようなことで大変強縮ですけれども、9ページに第三者機関が登場してきます。(5)のところで監視機能を持つということでも登場してきますし、3の(1)のところで対象事業の決定のところでも第三者機関というのは登場してくるわけですけれども、市場化テスト、どの範囲で行うかということにもよるかと思えますけれども、かなり大がかりな仕組み、それから継続をするということになれば、もっともっと大がかりだというふうに思って、そうすると、第三者機関のどこが任命をし、その費用というのはどのように賄われていくのかと、この辺りのことはどのように、非常に全体を考えると大きなものでもあるし、それから責務も大変大きいというふうに思いますので、中間とりまとめという段階ではありますけれども、必ず質問は出てきそうだというふうに思いますので、いかがでしょうか。

八代主査 おっしゃるとおりでありまして、第三者機関というのが、言わば切り札のようにあちこちに出てくるので、その正体いかんということでございますが、私のイメージは、例えば構造改革特区を進めるときの評価委員会みたいなものです。、現在、構造改革特区の全国展開を進めるに当たっては、評価委員会、これは民間人だけでできているわけですが、言わばそれが最終的な判断をして、構造改革特区本部に報告書を提出するというような形になっているわけで、こういうものを本当は市場化テストについてもつくる必要があるということでありまして。

ただ、それにはさまざまな予算措置を伴いますので、今年度中につくるということではできないわけで、今年度についてはそういう議論を進めながら、10ページにございますが、平成16年から平成17年度にかけて、市場化テストの推進母体の在り方について検討し、必要な措置を講ずると。その中で具体的にどういう形になるのかというのを議論していこうという段階でございます。

当座は、それができるまでは、この会議がその役割を一部果たさなければいけないと。そういうふうに考えております。

宮内議長 どうぞ志太委員。

志太委員 今のお話につながると思うのですが、実際に民間が官のものに入札に応札する場合、すべて経験とか、こういう資格がなければいかぬというようなことを言われて、その入口ではねられてしまうケースが多いのですが、そこらのところは、この場合でどういうふうにお考えですか。

八代主査 ありがとうございます。そこが一番大事な点でありまして、9ページに書いてあるわけですが、今、志太委員がおっしゃいましたように、これは対象事業の決定とありますが、当然ながら落札するときにも、こういうところではだめだということには、だめだということの客観的なデータを挙証しなければいけないということで、それが客観的なデータかどうかというのは、やはり第三者機関が決めるわけでありまして、それができるまでは当会議が考えるということです。

ですから、それが十分に立証されなかったら、各省がだめだということは認めないというふうなことになるかと思えます。

それについては、ケース・バイ・ケースで考えていかなければいけないのですが、よほど明確な根拠がなければ、民間であるがゆえにだめだということにはしないという方針を決めていかなければいけないんだと思います。それでないと市場化テストの意味が全くありません。

この点については、諸外国の例なんかも参考にして、今後検討したいと思っております。

宮内議長 どうぞ。

草刈主査 1、2点ちょっと意見と質問ですが、今、志太さんがおっしゃった点は、もう少し表現を変えて言うと、要するに監督官庁と業者との間で変な形でプレッシャーがかかってくるような事態が起こりかねないというので、今、先生がおっしゃった第三者機関が監視するというところが非常に大事だなという感じが大変いたします。

それから質問ですが、5ページに市場化テストの類型というところがございまして、そこに「① 委託先競争型」というのが書いてあって、要するに官（独立行政法人、特殊法人等）を含むということでしょうが、実はファミリー企業というのがありますね、あれはこの中に入るのだというふうに考えていいのでしょうか。

その前のページもちょっと疑問に思ったのですけれども、4ページ目の（1）の④のところに「官との間に特殊な関係を有する外郭団体が肥大化する」と、これはまさにファミリー企業そのものではないかという気がするんですが、それをメンションする必要はないかもしれませんが、そういう中に入ってくるんだという認識でよろしいのかということです。

八代主査 先ほどの御質問と関連するのですが、あらゆる主体を排除すべきではないということで、もしファミリー企業といえども、きちんとした客観的な条件の下で、効率性が高いのであれば、入札の対象に入れていいかと思えます。

今、ファミリー企業が問題なのは、非常に不透明な中で、そこに決めているということにあるわけで、対等な競争の下であれば問題はないと思っております。

草刈主査 わかりました。それから、次は10ページなのですが、これはちょっと気になる記述がございまして「（5）公務員の処遇」の3行目のところに「落札した民間の希望等も勘案した民間への移転を図ること等、スムーズな公務員の配置転換・移転が行われる仕組みを検討・構築していく」と、こういうふうに書いてあるわけですが、要する

に何が気になるかというところ、これだと公務員はリストラできないというテーゼが、今後、あらゆるところで民間開放のネックになるということは、明らかだと私は思っているのですが、これを大前提にして是認するという形の表現は、できるだけ避けた方がいいのではないかと。

したがって、これだと配置転換・移転をして絶対にリストラしないということを言っているというか、そういうことをサジェストしているように思うので、そここのところは、むしろ2行目の落札した云々の民間への移転を図ること等を含めて、セーフティーネットを検討・構築するとか、そういう格好で逃げておいた方が安全ではないかなという気がしたのですけれども。

八代主査 今の点も非常に議論した点でございます。草刈委員がおっしゃるのは、全くそのとおりでございますが、他方で、市場化テストを公務員の首切り対策であるというふうに誤解される、あるいはそういう口実でつぶされるというのが、一番懸念している点でございます。その意味でセーフティーネットということもそうではありますが、スムーズな公務員の配置転換・移転、この中には当然ながら自発的な希望退職も含まれるわけでございますが、そういう仕組みを検討し、構築していくということで、そこはもう少し表現を変えるということは十分考えられるわけで、今、御指摘いただいたセーフティーネットの議論ということも含めて検討させていただきたいと思っております。

ただ、これはあくまでも官の効率化ということを図るためのものであるわけで、私見では、国の公務員に関する限りは、過去何十年も定員が全く増えていない中で業務自体は拡大しているわけですので、省庁間の壁を取っ払えば、少なくともある省庁で市場化テストによって民間に移転された事業に働いていた人は、別のところで働くという可能性は十分高いものがあるのではないかと考えております。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。

草刈主査 結構です。また、必要なら議論をさせていただきます。

宮内議長 どうぞ。

本田委員 市場化テストは大変重要なポイントで、当会議としては是非推していくポイントだと思いますが、2つ御提案をさせていただきたいと思っております。

1点目でございますが、先ほど志太委員からも出ておりました、基本的に受注実績があることを条件に、競争入札が行われることが多くございます。しかし、今回の場合には、受注実績が比較のない民間を競争に入れるということでございますので、受注実績を評価の基準の中心と据えないというのは明確に打ち出してもよろしいのではないのでしょうか。

2点目でございますが、これは9ページに書いておられます「(4)官業のコスト等の包括的な情報開示」です。コストの算定は、実は、これはものすごくコストがかかる問題でございます。一部総務省辺りでもABCの導入ということが叫ばれておりますが、実際、コストを算定しているところというのは、横浜市と一部の地公体を除いてはないと聞いております。そこで、こういったコストの掛かる、官業のコスト開示をどのように行う

のかというのを、どこかで一文加えておいた方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

八代主査 コスト計算に非常にコストがかかるということですか。

本田委員 はい。

八代主査 ただ、それは別途、今、政策評価、行政評価というのが行われていて、少なくとも、その前提としてはどれだけコストがかかるかというのは明示する義務があるわけですし、現在でも予算という形で、国会に来年度のコストというのを各省というのは示す義務があります。

問題は、示し方が非常に包括的になっているわけで、現場単位になっていない、そこを示すということですが、別に1円単位で示す必要はないわけです。例えば大まかな形で幾らというのは、問題はどこまで厳密に示すかどうかでコストの計算は随分変わってくると思いますし、その辺はできるだけコストがかからない形で、事業のコストを示すようにという1つのガイドラインをつくる必要があるかと思っております。

美原専門委員 今のですけれども、例えば業によっても違ってくるのではないのでしょうか。例えば、発生主義会計を取っている地公体の業務というのがございますね、こういったものは行政コスト自体は捕捉しやすい。自治体全体の行政コストをつかむというのはなかなか大変ですけれども、業のありかた次第では、国も地方公共団体も把握できやすい対象もある、恐らくそういったことから、何らかのガイドラインをつくりながら、先生のおっしゃっているようなさまざまな実務的な仕組みを考えていく、こういうことになるのではないかと思います。

宮内議長 それでは、また御議論がございましたら、後ほどとさせていただきます、次へ移らせていただきたいと思います。

次は、IVの国等の事務・事業の民間開放の推進、こういうテーマでございます。

これは、鈴木主査が本日御欠席でございますので、黒川委員より、内容につきまして御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

黒川委員 鈴木主査の代わりに、簡単に、うまく説明できるかどうかわかりませんが、説明させていただきたいと思います。

官業の民間開放を進めに当たって、各府省から民間開放できない理由を6月3日付で全府省に対してアンケート調査を行い、どんな事項が官業で供給されていて、なぜそれが官業でなければならないと考えるかということについての意見を求めました。

結果として、812の項目について答えが返ってまいりまして、その問題の回答の仕方に類似性のあるものついて、代表的なものについて、改めて質問を作成して求めて、その質問の結果を基にヒアリングをするということをしてまいりました。

結果的に、今回の中間報告の中に書いてございますのは、つまり各省庁の方でどういう理由で公務員が行う必要があるかという議論をしているかということについては、ここに書かれていますように、6つの理由、公権力行使は公務員が行う必要があるということで、

ただし、これも法律上民間に授権すれば、民間開放は可能ではないかと、そういうことで、どちらかという、一つひとつの議論について、私たちの方でも、その考え方に対して対応する論理を求めながら、ヒアリングと議論をするという形で、私たちの考え方についてどう思うかということ、各省に問うというヒアリングを行ってまいりました。

2つ目の議論は、憲法上、行政権は内閣に属するため、行政権の行使は公務員が行う必要があるという議論についても、内閣が行政権の行使たる事務・事業の実施を信頼できると考える民間にゆだねても問題はないではないかという形です。

(3)番については、裁量性がある行政権の行使については、公務員の裁量にゆだねるべきであるという議論についても、行政裁量については、マニュアル化・ガイドラインをつくることで、そのことが可能になるのではないかと。

(4)(5)(6)番は、もっと抽象的な回答だったのですが、公平性、中立性、継続・安定性、高度な守秘義務と言われるようなものについては、公務員の方が明らかに有利であるというのが、当たり前のように受け止められているけれども、果たしてそうなのか。それからもう一つ、(5)番目は法律マターですが、条約により公務員が行うことが求められている事務・事業があるという議論もありまして、これは果たして国際的な法解釈の中で、それが公務員でなければならないということになっているのか、公務員の資格というか、つまり授権あるいは委託、そのような形で受け止められるものも含まれているかどうかを私たちが確認をしようということを考えて。

(6)番目としては、当該事務・事業を切り出して民間に行わせても、それを行う民間がない場合がある、または、民間に行わせるよりも、官が行った方が効率的な場合もあるという議論がされているのですが、当面民間に開放されていないケースで、どうしてそういうことが言えるのかということについてから私たちは問うことにして、この6つの議論について、我々の方で理論武装した上で、17ページに書いてありますような、a～nまでの幾つかの、ここでは当面官業が独占的に行っているものについて、各省でどんなものがあるかを問うて、そうして出てきたもの、当面、当会議として重点的に民間開放を進めべきだと考える官業ということで、(2)の後ろにあります「(ア)給付業務」「(イ)徴収業務」といった給付・徴収業務、あるいは「② 公的施設等の整備・管理・運営」「③ 登録等に関わる業務(登録のための審査等を含む。)」 「④ 統計調査、製造等」「⑤ 検査、検定等」。

ここに示されているその他事業まで含めて、できるだけ幅広く該当するものについて、もう一度私たちの議論をぶつけながら、民間開放できる可能性はないかということについて、考え方を改めていただく議論をしていこうということで、今までのところはヒアリングを行って、各府省がどういう意見をもって官業でなければならないと言っているかについて、考え方をまとめて、今後は、その他の⑥までの事業について、適切に対応しながら、今年度進めていこうというのが、この中間報告の中に示されているものです。

この議論をしているワーキングの中で1つ問題が起きまして、これは主査の鈴木さんに

直接お電話をして、どういうお考えであるかということ伺ったのですが、前回のワーキンググループの中で、これまでのヒアリングのプロセスと各府省が対応してくださった文章と、それから議論の内容について公開すべきだという議論がありました。

確かに、そのことについての効果はあると思われるのですが、鈴木さんから文書をいただいていますので、それについて読ませていただきたいと思いますと思いますが、先に、官業民営化ワーキンググループにおいて、3日間10省庁から行ったヒアリングは非公開を前提として資料提出を求め、かつ意見交換を行ったものです。

したがって、その議事録等を事後になってから公開することは行うべきではないと考えます。この点、御理解をお願いします。

2、今後の扱いについては、公開できるものについては、あらかじめ、その旨、各相手省庁に明示した上で公開することには異存はありません。ただし、意見交換はあくまでそれを通じて、相手省庁と認識を共有し、相手省庁を説得し、目指す結論を得るためのものであるから、その次元におけるヒアリング等は、随時主査の判断において非公開にすることがあることを明確にしておいていただきたいと思いますということで、鈴木主査の方からは、今回については、たくさん意見があるだろうが、これについては非公開という形で処理させていただきますと、とりあえず、委員の方々には、今回の問題については非公開で情報を集めた。そして、今後、今の事業内容について一つひとつづつ交渉していくということをしてほしいというふうに考えています。

幾つかのこと、次元の違うことを説明してしまいましたが、中間報告の説明と、それから中間報告の中では6つの考え方について、私たちはこれから一つひとつ、今、官が独占的にやっている事業について民間開放を求めていく動きをしたい。その6つの考え方に関して崩していきたいというふうに考えておりますということで、報告をさせていただきました。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、どうぞ御質問を。

草刈主査 済みません、つまらないことを1つだけ、最後の21ページのところの上の方に、ウの例として、日本人船員の育成というのがありますが、これは、商売の関係もあって、何をイメージしているのかというのを聞きたかったのですけれども。

黒川委員 これは、812の事業の項目が、今のところ国が中心になってやっているというものについて、各府省から出されてこられたものの中の1つになっていて、私たちはその内容についてわかっていないので、一つひとつについて、それをヒアリングするというのですが、今回までの3日間のヒアリングの中には、この内容が入っていませんが、出されてきている項目については、全部ここに載せておいて、これから広く対応しようということ。

草刈主査 そうですか、これは実は非常に問題があるので、また別途議論しましょう。

宮内議長 どうぞ矢崎さん。

矢崎委員 今回の官業の民間開放の推進の問題ですけれども、それと市場化テストの方に

もちょっと関わるのですけれども、私どもから見えてまして、ぱっと見たときにやってみたいなのというのが、ずっと今まで項目を見ていて、私が商売ですぐやってみたいというのは余り多くないわけで、これをやるのは面倒くさいなのが多いわけですが、実は、今まで官がやっていたことを民にやっというので、いろいろやっていますけれども、私は、これもこれでいいのですけれども、将来、環境問題であるとか、ニュー・エコノミー・ビジネスにおいて、これはまたヨーロッパとの間でいろいろ出てきて、これは官の方で、またこういう項目でやるだろうと予想される、例えば環境問題でも随分ありまして、それから新しいグローバル・ビジネスをやっている、開発設計のとき、1つの例ですけれども、中国に全部開発設計を下請けして、最後だけ日本にぱっと持ってきてやった場合の課税をどっちでかけるのだとか、価格移転税制になるのだとか、そうすると、今度は財務省の方でこういうのはどうなっているのだと来ますから、そういう将来起こり得ることを民がやった方がいいのだというのを追補出すと、官がやっていたものをどうだといって、いろいろやりますと、何か向こうもガードを締めてしまって嫌だというのを、将来起こり得る環境問題であるとか、ニュー・ビジネスのものを本来なら官でやったであろうものを、民でこういうものをやったらどうだという形の取り上げ方をすると、1つの民間開放というのが進むんではないかなという感じを持っていますので、こういうときにも、是非そういう意味で、私どもビジネスとして、この中でいろいろ書いてあるのを、さっき草刈主査が言ったような、いろいろ問題があるでしょうけれども、これならすぐ商売としてやるというのが非常に少ないので、ちょっとそういう感じがしました。

宮内議長 何かございますか。

八代主査 これは、実際に市場化テストの方でやるときには、民の方からの提案を受け付けるということで、まさしく今、矢崎委員がおっしゃったように、我々が知らないところで是非やりたいというところもある可能性があるわけで、その意味では提案ベース。

それは、場合によっては将来のものも当然ながら含んでいいかと思っております。

宮内議長 どうぞ南場さん。

南場委員 私もこちらのワーキングにも参加しておりましたので、人ごとのように言える立場ではないのですが、今回、中間とりまとめとしては、作業状況からここまでということになるかと思いますが、やはりどうしても入口の考え方の部分で終わってしまっているのかなという感じが拭えません。今後の進め方がすごく重要になってくるだろうというふうに思います。

私も八百幾つのリストを拝見しましたが、その中には、本当に民間がやった方が効率的だし、私も1つの私企業としてやってみたいと思えるようなものも、事実、八百幾つの中からは少しありました。

そういったものの中から、やはりターゲットを定めて、もっと具体的な提案にしていくプロセスを考えておきたいと、ワーキングに参加しているものとして、反省も含めて、今後についてそう思います。

原委員 類似の意見でよろしいでしょうか。

宮内議長 どうぞ。

原委員 全体の構成を見ていて、私も同じような感想を持っておりまして、27 ページですけれども、ここで文章が終わっているわけですが、やはり今後どのようにしていくのかということ、もう少し書き込まれた方がいいと思いますね。

というのは、民間の事業者で手を挙げるところがあるだろうかということ、やはりこういう議論が行われているということが、具体的にもっともっとオープンになっていかないと、なかなか手も挙がりにくい。

それから、黒川先生の方から鈴木主査の、今回は非公開ということで、これは当初のお約束でもありますから、そのとおりだというふうにも思うのですが、ただ、いずれどういうところが問題点になっているのかということ、やはり公にして、国民もその議論に参加できるように、それから民間の事業者も手を挙げられるようにというふうな道筋で組んでいった方がいいと思いますので、この 27 ページは、ちょっと項目だけで尻切れトンボに終わっていますけれども、何行か付け加えていただいて、南場さんなんかもおっしゃったようなことを含めて、書き加えていただけたらなというふうに思います。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、また、後で思い出したらおっしゃっていただくということにしたいと思います。

途中でございますが、少し議論を中断させていただきます。実は今日、冒頭にごあいさつをいただこうと思ったのですが、6月まで内閣府の政策統括官として規制改革を担当されておりました小平さんが、資源エネルギー庁長官として転出されました。お別れのごあいさつを是非一言お願いしたいということで、わざわざおいでいただきましたので、一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。

小平前統括官 小平でございます。会議が終わりましたところで、ごあいさつをというふうに思っていたのですが、議事の途中であいさつをさせていただくのは大変申し訳ないのですが、私、昨年の7月から規制改革を担当させていただきましたので、今年の4月に新しい会議が発足をいたしましてからは、河野室長がずっと規制改革を本格的にやっておりましたので、会議に出席をさせていただくことも少なかったわけですが、規制改革は経済構造改革、小泉構造改革の大きな柱の一つであるということで、私、経済財政諮問会議の方をずっとやっておりましたので、経済財政諮問会議と規制改革の会議と大変連携していただいて、ずっと進めてきていただいているわけですが、ますます大変難しい複雑な分野になりつつあるというふうに思いますけれども、また、今後とも規制改革の推進のために、この会議が果たされる役割は非常に大きいと思いますので、今後とも是非よろしくお願い申し上げます。

本来、代わりました直後にごあいさつをすべきだったのでございますけれども、ちょっと地方に出張をしたりしておりましたものですから、一月も経ちましてからのごあいさつで大変申し訳ございませんけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。

宮内議長 ありがとうございます。大変長い間お世話になりまして、また、今後の御活躍をお祈り申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

それでは、Ⅴ章でございますが、主要官製市場の改革の推進ということで、まず、草刈主査から御説明をお願いいたします。

草刈主査 28 ページ以下になります。

28 ページの頭のところに書いてありますように、私どものワーキンググループは、去年までの総合規制改革会議の、いわゆるアクションプラン・17 というものの重要項目があったわけですから、その中で、国民生活と関わりの深い、医療、介護、教育の3分野、そしてその中でも、今後、非常に需要の顕在化、拡大が期待されると思われる7項目を選んで、重点的に議論をやっていこうということでスタートをしております。

分野別には3つございますので、まず、28 ページに「1 医療分野」というのがあります。大体構成は、現状認識、そして具体的施策というふうになっていきますので、考え方の現状認識のところは、ちょっと時間の関係で飛ばさせていただきます、具体的な施策は何をやるのかということだけ御報告をさせていただきます。

医療分野の31 ページでございます。

そこに書いてありますように、いわゆるこれは混合診療のお話でございますが、混合診療につきましては、保険外診療の内容、料金等に関する適切な情報に基づいて、患者自らが保険診療に加えて当該保険外診療の提供を選択する場合には、患者本位の医療を実現する観点から、通常の保険内診療分の保険による費用負担を認める、いわゆる混合診療を全面解禁すべきであるということを述べております。

その際、以下の措置を講ずべきであるということで、アということで、検診時に行う予防的措置・保険適用回数等に制限がある検査、患者の価値観により左右される診療行為、診療行為に付帯するサービス、これは具体例として②～④というのが次の別添にあります。これを全面解禁する。

つまり、イというところにあります、非常に高度な医療と、それともっと簡易な規制とを分けて、アというところで、比較的簡易なものは、さっさと全面開放してくださいということです。

2 番目のジャンルとして、イというところで、これまで総合規制改革会議が提言してきたわけですが、まず、質の高いサービスを提供することができる一定水準以上の医療保険において、新しい検査法、薬、治療法、別添具体的例の①というものの、これは全部ではありませんが、そういったものを含むもの、これを十分な情報公開の原則の下で、利用者との契約に基づいて、当該医療機関の判断によって、混合診療として行うことを包括的に認めてほしいということが2 番目のジャンルであります。

更に加えて、社会的ニーズが高い分野、例えば不妊治療などについても解禁することを検討して、早急に結論を得るようにしてほしいと、こういうことが医療分野の(1)

の混合診療というところでもあります。

続いて、33ページをお開けいただきたいのですが、ここに書いてありますように、2番目のアイテムとして「(2)医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入」ということで、現状認識を書いた上で、34ページに、16年度中に措置と書いてありますけれども、ここで具体的措置を書いてあります。

3行目ぐらい書いてありますが、早急に以下の措置を講じてほしいと。下記の規制はいずれも法令に根拠を置くものではなくて、事業者に対して法的には何ら拘束力がないことを厚生労働省も含め早急に認識し、政府全体としてその旨を周知徹底すべきであるという前書きを最初に置きまして、その後、アという項目があります。

現在、株式会社については、医療法人に出資することができるものの、社員にはなれないとされているけれども、これに社員としての地位を与えて、社員総会における議決権を取得することを容認する、これが1つ。

2番目に、イというところで、現在、医療法人は医療法人に出資することはできないとされているけれども、これを可能にしていくと、こういうことによって参入を果たしていくということでもあります。

ウというのが3つ目で、35ページでございますけれども、現在、医療法人の社員総会における議決権は出資額にかかわらず各社員1個とされているが、出資額に応じて個数とすることを容認する。この3つをやってほしいということでもあります。

次に、医療問題の3項目、36ページをごらんください。

ここでは、価格決定のメカニズムの見直し、一言で言えば、中医協の今の在り方の見直しで、3行目に書いてありますが、公平性、中立性、透明性を確保するという観点から、以下の措置を講ずるべきである。要するに、中医協の中身を大いに変えて、こういった3つの点を確保するということです。

取り分け大事なものは、アというところで、従来の供給者側に偏った運営方針を抜本的に改めて、委員構成についても直接の利害当事者である供給者代表が意思決定の権限を持つ形で中医協に参画することの是非を含めて公平性を堅持するよう見直すということで、これは前回のときに、いろいろ議論があったところでもあります。

以下、いろいろ書いてございますが、時間の関係で省略します。

それから、医療関係の第4アイテム、次の37ページですが「(4)地域医療計画(病床規制)の見直し」ということで、これはもう皆さん御存じのとおりですが、これを最後の行に書いてありますが、実施時期の前倒しを行うべきだということを特に主張しているという点を理解していただきたいと思います。

次が介護の問題ですが、いわゆる第2分野は介護ということで、これは38ページにあります。

「(1)施設サービスと在宅サービスの一元化」と、一言で言えば、これに尽きるわけですが、具体的施策として、39ページにございますように「① 介護保険3施設のホテル

コスト等の利用者による負担等」と、それから同じく 39 ページの一番下ですが「② 社会福祉法人への施設整備補助の廃止」、次の 40 ページですが「③ サービス内容等に係る情報の開示」。これは、言うまでもないところであります。この 3 つをアイテムとして挙げております。

それから、3 番目の分野で教育分野ということで 41 ページでございます。これについての、いわゆる具体的施策が 42 ページに書いてございます。

まず、第 1 番が「株式会社、NPO 等により設置された学校に対する私学助成等の適用」ということで、これはもう縷々議論したところで、皆さん理解されていると思いますので、省略をいたしますけれども、とりわけ、上から 4 行目のところ、学校法人と同様に私学助成、優遇税制の対象とすべきだというのがポイントでありますし、その次の行で株式会社等による学校の施設を全国規模でも、つまり特区では一部認められているけれども、全国規模で解禁すべきだと。そのときに、やはり私学助成等も適用すべきであるということ。

なお、文部科学省の主張というのを、この 2 点にとりまとめてありますが、それについて、もはやこれについては、我々としてはアグリーできませんということがその後に書いてあります。

2 番目のアイテムで、43 ページになりますが「② バウチャー制度の検討」ということです。

これは、43 ページのところを書いてあるとおりでございますけれども、現行の補助機関に変えて、米国等で実施の例がある学生への直接補助方式などを参考にしながら、これについて、いろいろな形で適用可能なはずだから、その導入を検討すべきだということで、これについては、例を後ろの方に挙げて図示しております。

次が、44 ページの「(2) 学校に関する『公設民営方式』の解禁」で、具体的施策というのが 45 ページにあります。これは去年決められていることなのに、実はまだやっていないということで、早くやってくださいということでもあります。

この中で大事なのは、具体的措置のところの最初のパラグラフの後ろから 2 行目、高等学校、幼稚園のみならず義務教育を含めた学校一般について、速やかに解禁をしてくださいということで、必要な措置を講ずべきであると。

次のアイテムで、いわゆる指定管理者ということ、今まで盛んに文科省も言っていたわけですが、指定管理者制度必ずしも前提にしないで、当該制度をやる方法もあるのではないかと、あるいはそういう点も検討してほしいということ。

更に、最後のところですが、45 ページの「したがって」というところで、当会議としては、公設民営方式を公立学校と私立学校の間違った形態と位置づけた場合は、退学処分など処分性のある行為については、その責任を地方公共団体が負う方法、これがアです。イという形で、公設民営方式を私立学校の一類型としてとらえた場合は、例えば公立学校における退学処分に相当する行為を契約の解除として整理する方法等があるはずなので、

実現することは十分可能ですと、これはヒアリングの中でのヒントがあったということでもあります。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、どうぞ御質問等お願いします。

どうぞ南場さん。

南場委員 御説明にあったかもしれませんが、31ページの混合診療の具体的施策の部分のこの部分で、こちらは高度先進医療の部分だと思いたしますが、一定水準以上の医療機関というのは、これは特定療養費制度の、特定承認保険医療機関のことを指すわけですか。

草刈主査 この段階で、特定何とかかんとかというものは、一切触れないでおこうということで、ここで言っている意味は、もっと素朴にとらえていただいて、新しい検査法とか、非常に危険度の高いものもありますね、ですからそういうものをやる時には、やはり一定の水準以上の医療機関がやることによって、安全が担保されるという意味で書いてあるわけで、これは直接の、例の何とか療養制度等の関連の中でやってくださいということを書いていないというふうに考えていただいて。

南場委員 では、意図的に。

草刈主査 はい、あえて入れていない。最終的に、去年の議論にだんだん入っていく可能性は十分あるわけですが、それはそのときに考えればいいと。

特に、我々として非常に失望したのは、70項目のアイテムがあって、そのうち手続の簡素化とかいって、もっと早く認められるのかと思ったら、17プラス3で20しかまだ認められていない。だから、制度自体についての疑問も、この後ろの方に書いてありますが、もっとこの制度自体がいろんな活性化をしないと、これは制度として、我々としては是認できないということも前に書いてあるのです。

南場委員 わかりました。それに基づいた議論の展開はできないわけですね。

草刈主査 そうです。

南場委員 わかりました。

原委員 29ページの、すごく簡単なことなわけですけれども、下から7行目ですけれども、庶民という言葉が使っているわけですけれども、ここだけで出てきているような言葉のような気がしているのですけれども、どういう言葉がいいかわかりませんが。

草刈主査 何て言えばいいんだろう、国民だとしっくり来ないので、適当な言葉を考えてみます。

それで、ちょっとこのところは、最後に付け加えてしまったのだけれども、要するに我々普通の人という意味ですね、要するに「家族の命を救うべく」と、この「命」というのが漢字で書いてあるのを平仮名にしてもらおうと思っておりますが、それから最後のところに、もはや倫理に反するのではなくて、これは人権だというふうに私はとらえていまして、そこは直してもらおうと思っております。

おっしゃるように、ちょっと庶民という言い方は、何でしょう、蔑視ですか。

原委員 いや、わからないですけども、こういう報告書では余り見ないと。

草刈主査 では直すようにしましょう。

原委員 とても身近でいいと思いますけれども、意図して使われたかなと。

草刈主査 そんなしゃれたことはやっておりません。

宮内議長 草刈主査の範囲以外、今日すべてのことを含めまして、何か思い出したこと等ございましたら。

よろしゅうございましょうか。それでは、本日の素案審議はこの辺りということでございますが、繰り返しになりますが、中間とりまとめは8月3日と、これで決定しないといけないということでございます。

本日、大変いろいろな御意見をちょうだいいたしました。したがって、本日の御意見も踏まえまして、案文の表現につきましては調整をさせていただきます。

また、5月の本部におきまして、総理から反対論が出てくるので、論点を浮き上がらせて、国民にわかりやすく、こういうふうな御指示もございました。

したがって、各省と意見が違う点につきましては、各省の主な意見及びこれに対する当会議の見解と、そういうようなことで、別紙として整理をすると、そういう形がいいのではないかというふうに考えております。

これら、今後のとりまとめ作業といいたしても、あと1週間ほどしかございせんし、また、この間、いろいろな折衝がまだ続くということでございますが、修文等も含めまして、基本的にこうして皆さんにお諮りする時間がないと思いますので、議長代理、草刈、八代両総括委員と私を中心にして、皆様方の御意見をできるだけとりまとめさせていただくということで、御一任をちょうだいしないと、なかなかまとまらないということになりますので、そういうことにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

宮内議長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

なお、追加の御意見等がございましたら、御遠慮なくおっしゃっていただくということを前提にしたいと思えます。

それから、繰り返しでございますが、本日の資料は、まだいろんな問題点がございしますので、非公表ということですので、取り扱いにつきましてはくれぐれも御注意をいただきたいと、このように思えます。

それでは、最後でございますが、事務局から特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間、いわゆる年に2回やる、一月間で頑張ろうということですが、今度は、あじさい月間ということでございます。これに関しまして、御報告をちょうだいしたいというふうに思えます。

よろしく願います。

宮川参事官 時間も超過いたしましたので、簡単に報告申し上げます。

お手元に、番号は振っておりませんが「全国規模の規制改革・民間開放要望について」という資料でございます、これは既に6日にプレスにも発表しているものでございます。

概要でございますけれども、全体で138の主体から延べ927の要望が挙がってきております。

以下、細かい例示はございますけれども、これに限りませず、すべての項目につきましては、当会議のホームページに張り出しておりました、既に大半の省庁から一時回答を得ております。

今、事務局で精査しております、この返事を精査いたしまして、場合によっては各ワーキング、こちらの会議の御関心事項である部分については、各ワーキングにお諮りしながら、更に御検討をやっていただくと。それ以外につきましては、事務局の方で精力的に夏休みを返上いたしまして議論を深めていくと、こういう作業で、9月上旬、もしくは中旬の推進本部で全体をとりまとめて決定をしたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、その他連絡事項がございましたらお願いします。

宮川参事官 次回8月3日のとりまとめでございますけれども、10時から11時で、今度は通常の永田町合同庁舎の会議室で行いたいと、かように考えているところでございます。よろしく願いいたします。

宮内議長 あと何かございますでしょうか。それでは、ちょっと時間が超過いたしました、本日の会議はこれで終わらせていただきます。

なお、この模様は、模様と言いましても、余り言えないことばかりですけれども、記者会見は私からさせていただくということでございます。

それでは、以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございます。